

---

平成22年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成22年3月8日 (月曜日)

---

議事日程(2)

平成22年3月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

---

【出席議員】(13名)

1番 益田美恵子    2番 貝掛 俊之    3番 田島 憲道    4番 辻本 一夫  
5番 小田 武人    6番 岡 夏子    7番 今井 保利    8番 川上 誠一  
9番 松上 宏幸    10番 本田 哲也    11番 中西 定美    12番 室原 健剛  
13番 横尾 武志

---

【欠席議員】(なし)

---

【欠員】(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生    書記 古野 嘉子    書記 本郷 宣昭

---

説明のために出席した者の職氏名

町長            波多野茂丸    副町長        安高直彦    教育長        中島幸男  
会計管理者    野口浩俊    総務課長      占部義和    企画政策課長   鶴原洋一  
財政課長      柴田敬三    都市整備課長 大塚秀徳    税務課長       入江真二  
環境住宅課長 守田俊次    福祉課長      嵐 保徳    地域づくり課長 内海猛年  
競艇施設課長 境 富雄    学校教育課長 鶴原光芳    生涯学習課長   本田幸代  
病院事務長    小池健二

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず、第1に町内の道路整備の問題について伺います。

現在、芦屋町の中心部を北から南へ縦貫する国道495号線は、国道3号線の補完道路として北九州響灘工業地帯から芦屋町を通り福岡市を結ぶ重要な道路です。道路の維持や管理、概要工事などが福岡県が実施しています。

また、現在、芦屋橋のかけかえ工事が進行していますが、完成後の供用開始の時期は22年10月末ごろと予定されています。芦屋橋の完成後に芦屋町区域内の国道495号線と他路線とを振りかえる協議が過去に何度か行われたと聞きますが、その経過を伺います。

次に、現在、芦屋町区域内を通る国道495号線には、まだ、歩道の未整備の箇所がたくさん残っています。田んぼの農地箇所や住宅密集地箇所、自衛隊基地隣接箇所、通学道路箇所など、日常生活に交通事故の危険性がつきまとっています。特に、芦屋競艇の開催日は御牧大橋から、栗屋、大城など、芦屋町内の周辺の道路は横断歩行ができないくらい大変危険な状況にあります。町として道路を歩道整備について、どのように行っていく考えなのかを伺います。

3点目に、芦屋橋の完成後の取り付け道路の整備については、どのようにするのかを伺います。

次に、町村会をめぐる贈収賄事件について伺います。

市町村の公金を使った官官接待疑惑は、中島前副知事と全国町村会長も務める山本文男添田町長、県町村会会長が逮捕され、贈収賄事件へと発展しました。多くの住民は逮捕容疑とされた後期高齢者医療制度の運用をめぐる贈収賄は氷山の一角ではないかと考えています。長期にわたる多額の現金の授受、裏金接待もいろいろであり、県政の中枢が構造的汚職にまみれていたのではないかと大きな疑惑が浮上しています。まさに地方自治を踏みにじる県政史上最悪の汚職事件

であり、県民不在の県政を象徴する事件であり、疑惑です。わいろや接待の原資は公金であり、市町村住民の税金が食い物にされた事件です。山本町村会会長は、3月3日会長職を辞任する意向を表明しましたが、町村会をめぐる贈収賄事件の全容は明らかになっていません。この事件での一番の被害者は町や町民であり、全容解明と再発防止を求める声が高まっています。

そこで、次の点を伺います。

1点目に、事件発覚から現在に至るまでの事実関係の把握はしてあるのか。

2点目に、町長はこの事件についてどう認識しているのか。

3点目に、事件の全容を徹底解明するとともに、町村会に対し外部監査制度、政治倫理規則、職員倫理規則、情報公開制度などの再発防止策を県町村会に要望すること、また、県に対しては特別職と県議を対象とした実効ある政治倫理条例を制定することを求めるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

道路整備についての内容説明をいたします。

議員の要旨1、国道495号線の他路線との振りかえの協議はどのようになっているのかというところでございます。

平成21年11月に第1回目の協議を行い、県が考えている振りかえ路線案の提示がなされ、内容としては一般国道495号、主要地方道水巻芦屋線、同じく直方芦屋線、一般県道芦屋港線の4路線の振りかえ案の図面提示がありました。この計画路線に見合う町道路線も選定されていましたが、町としては初めての提示を受けましたので、再協議の計画案で各々の路線延長や面積などの資料提示をするように協議をいたしました。

第2回目の協議は、平成22年2月に開催され、国道、県道の総延長6.6キロメートル、総面積7万4,000平方メートル、町道は総延長3.5キロメートル、総面積6万9,000平米となっております。ただし、この数値は県の計画案に基づくものであり、町としては内部協議が必要となりますので、今後のスケジュールについてはお互いの協議をするということで第2回目の協議が行われています。

以上が、今までの経過報告でございます。

引き続きまして、要旨2の国道495号線には歩道の未整備の箇所が多くあるが、今後どのよ

うな整備をするのか、ということでございます。

先般、北九州県土整備事務所と協議を行った結果の報告をいたします。歩道帯のタイプはコンクリートの縁石を連ねて車道と分離する方法と、ガードレールを設置しての方法などがありますが、共に車道幅の確保をしなければならないので、現存の道路幅での道路改良はできないということです。

また、道路沿線の用地買収を行う計画は現在のところありません。

歩道形態の全くない場所について、特に通学路の指定を受けている路線については、排水側溝を含んでの1メートル程度を確保し、カラー舗装による路面表示の手法があるので県としては要旨1で国道、県道との振りかえ路線として今後は町と協議をしながら施工を考慮します、との回答を得ています。

引き続きまして、要旨3、芦屋橋の完成後の取り付け道路の整備はどのようになるのか、ということでございますが、県土整備との協議内容でございますが、新しい橋の両岸にできる交差点は、現在の通行している高さより約20センチ程度両岸とも高くなります。このため、遠賀川左岸側の役場方向は約120メートルの取り付け道路が実施されます。この沿線に接続している国道、県道や町道も若干の高さの調整が必要となるためには取り付け道路が実施されます。

また、芦屋橋から遠賀川導流堤に直接つながる歩行者、二輪車専用の道路が約50メートルほど上下流方向側に整備も同時にされます。

同様に、右岸側についても総合体育館側に約120メートルほどの取り付け道路を実施されます。接続している国道、町道も、また高さの調整の工事が実施されます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは、2点目の町村会をめぐる贈収賄事件についての1点目、事件発覚から現在に至るまでの事実関係を把握しているのか、という点についてお答えいたします。

新聞報道等マスコミの情報しか把握しておりませんでした。2月26日に開催されました町村会定期総会で詐欺事件及び会長起訴についてということで報告がなされております。

これによりますと、平成21年、昨年11月25日に町村会の前、現職員及び取引業者の4名が町村会に対する詐欺事件で逮捕されたということです。

11月28日には警察で被害確認の上、町村会の会長である山本会長が総額102万8,

264円をコピー代名目で詐取されたということで、博多警察署長に被害届を提出しております。

12月16日には先ほど申しあげました4名のうち参事及び元次長が詐欺罪で起訴されております。それと新聞報道によりますと、元総務課長と業者は処分保留で釈放されたということがございます。

2日後の12月18日、この起訴されました参事につきましては、起訴休職処分を行っております。

12月21日、これも警察で被害確認の上、今度は財団法人福岡県市町村振興協会、同じく山本理事長であります、コピー用紙代を架空請求し、184万2,277円を詐取されたということで、同じく博多警察署長に被害届を提出しております。

年が明けまして22年1月7日、先ほど申しました上記4名の方が市町村振興協会に対する詐欺容疑で再逮捕されております。

1月28日、このうち参事と元次長が市町村振興協会に対する詐欺罪で追起訴されております。なお、元総務課長と業者は起訴猶予処分で釈放されております。

2月に入りまして、2月2日、山本町村会会長及び中島前福岡県副知事が贈収賄容疑で逮捕されております。

それから、2月4日には前町村会事務局長が同じく贈収賄容疑で逮捕されました。

2月12日、この参事と元次長にかかる町村会に対する詐欺行為事件について公判があり、両人は起訴事実を認めております。

これを受けまして2月19日、現職の参事を懲戒免職処分にしております。

2月23日には山本会長、中島前副知事、それから前町村会事務局長が起訴されまして、同日副知事が保釈されております。

翌2月24日の昼ごろ、弁護士を通じて確認いたしましたら、山本会長が保釈されたということで、また、夕刻、前町村会事務局長が同じく保釈されております。

3月に入りまして、3月3日、先ほど議員も言われましたように会長が辞任を表明され、翌3月4日の副会長会議で辞任の申し出あったことが報告されております。

なお、このときに町村会におきましては、引き続き山本康太郎副会長を会長職務代理者として臨時理事会を開催すること、及び各町村の議会日程を配慮しながら速やかに臨時総会を開き、会長選挙等を実施すること。このようなことが決定されております。

経過については以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の町村会をめぐる贈収賄事件につきましての項目の3項目については、私のほうからお答えいたします。

まず、どう認識されておるかということですが、どう認識、どう理解しているのかということだろうと思いますが、このことにつきましては、今、総務課長が時系列に報告があったとおりでございます。そういうふう理解しております。

3点目につきましてですが、まず、再発防止対策ということですが、このことにつきましては、この件がありまして緊急理事会等々が開催され、総会等もあっております。その中におきまして町村会といたしましては、まず、再発の防止対策ということで5項目決定いたしております。

まずは、22年度事業計画の基本方針に定めるように、まず組織のあり方等について、規約第16条に規定する専門の学識経験を有するものによる専門委員会を設置し検討する。2番目といたしまして、職員の意識改革や資質向上のための研修として職員倫理研修や管理職研修を実施し、それから、3項目めといたしまして、公正、適正な財務事務の徹底といたしまして、規約の改正をいたしております。本総会において規約を改正いたしております。22年4月から監事3名のうち1名は外部監事を置くこと。②としまして、財務規定の整備、③といたしまして、今回この詐欺事件が発端となっておりますが、事務用品等のように反復発注するものは年度当初の競争入札により単価契約し、公平、公正の確保と事務の簡素化を図る。

4項目めといたしまして事務決済及び文書管理に関する規定の整備等、組織管理の徹底、5項目めといたしましては関係団体である町村振興協会については、当面評議員委員会及び理事会に諮りながら外部監査の導入、役員構成の見直しを図る。以上、5項目について町村会におきまして取り急ぎ対策が講じられたところであります。

それから、県に対して県政治倫理条例の制定を要望する考えはないのかということですが、このことにつきましては、この条例は知事、県議会議員など公職者としての倫理性などを求める内容であると理解しております。私といたしましては、県の執行部と県議会の判断で条例は制定されるものであると考えますので、福岡県の判断にお任せいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

町長にちょっとお伺いしますが、先ほどの3点目で私は外部監査制度、また、政治倫理規則、職員倫理規則、情報公開制度などの再発防止策を県町村会に要望することというふうに言っております。

それで、外部監査については中で回答があったんですけど、政治倫理規則、また、職員倫理規則、情報公開制度、こういったものを町村会で制定するというのを要望するという点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員の一般質問の通告書どおりに私は答えたんですが、そのことは通告書に書いてあったんですか。

さしかえられたんですか。というふうに認識しておりますが。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

わかりました。そしたら、その件についてはあとの質問の中で伺います。

それでは、まず、道路整備の問題について伺います。最初に資料の説明をいたしたいと思えます。1ページ、2ページ目に495号線の地図が添付してあります。これは町内の495号線がどこを通っているかということを示したものです。黄色の線で示してあるのが現在の495号線です。この黄色の線の横にオレンジ色で示してあるのが歩道の設置してない箇所が示してあります。

それから、ピンク色で書いてあるのは、これは先ほど課長が答弁しました協議を行った中で県が考えている、振りかえる箇所、こういったものが県が考えているところをピンク色で示しております。

課長の答弁では、振りかえ協議は2回行ったということで、そういった中で県の土木事務所のほうから振りかえ対象のことが提示されたというふうになっていると思えます。私たちが県の土木事務所に行って、この振りかえの問題について一定の説明を受けました。現在、正門町、また浜口のところで国道の整備が行われております。これ国道の整備をするという点では、国道の場合は、また、県道の場合、こういった点では設置工事の補助率、そういったものが違っています。国道を県管理の場合の歩道事業費っていうのは国が補助金対象になれば、国が50%、県が50%、県道の場合になった場合には歩道事業に対する補助金として出るのが国が50%、県が5

0%です。そして、交付金対象となった事業については国が55%、県が55%となっています。また、こういったものに乗らなくて県の歩道事業費、県単独費になれば、県が70%、町が30%という、こういった補助率になっています。そういった点では、国道の状況の中で歩道を整備すれば、町の負担割合っていうのはなく、県と国でそれを整備するということになっています。現在、今やっている正門町、浜口の整備も基本的には町の負担はありません。ただ、グレードアップ分、歩道のカラー舗装化とか、そういったグレードアップする分については町の負担が発生するという状況です。

それで、写真の箇所に戻りますけど。一応、現在、国道495号線の中で歩道が設置されていない箇所というのは、図の中に示されている1番のところですよ。若松芦屋境界線100メートル手前から、田屋の信号機交差点区間、これは片側には歩道がありますけど片側にありません。

それから、山鹿小学校前信号機から芦屋橋東区間、これは両側ありません。それから、芦屋橋西側、中ノ浜から芦屋中学校横を通り、白浜信号機区間、これは両側ないところは片側あるところ、これは中学校が四、五年前に中学校の土地を提供してつくった部分、こういったところには片側はあります。

それから、4番目の福岡銀行前、緑ヶ丘交差点から芦屋東小学校入り口、これは両側がありません。それから、5番目、浜口県営住宅前から芦屋競艇場入り口、自衛隊隣接地区間、これは片側はありません。あと6番目、7番目は、栗屋入り口バス停から栗屋バス停区間、また栗屋バス停から岡垣町境区間、これは両側あり、または幅員が狭いとか、なしの部分とかいろいろな部分が入っております。

先ほど、課長の答弁にもありましたように、国が歩道とか、そういったところを設置する場合、こういった基準で設定するのか、優先順位はどのようにつけるかというふうになれば、通学路であれば、それはやっぱり最優先的な優先順位に当たるということ土木事務所でも述べられていました。今、私が言った1番から7番目の区間の間、これは1番を除く、2、3、4、5、6、7番、これはすべて山鹿小学校、また芦屋小学校、芦屋東小学校の通学路の指定地域になっています。これは教育委員会から通学路指定表をもらったんで確認した中ですよ。ということは、すべてが歩道設置のための優先的にできる区間に当たるということになります。

先ほど課長が言いましたように、今、芦屋町と県との間で495号線の振りかえが行われようとしています。これは495号線が振りかえがピンクの県の指定する、そういったところが変われば、そういった今の現行の495号線の歩道の設置してない部分っていうのは、なかなか歩道が設置しにくくなるし、また、したとしても町の負担がふえるという、そういった状況が生まれ

てきます。

そういった点では、今、この国道に指定されているこの状況の中で一刻も早く、こういったところに歩道設置をしていくという、そういったことを進めていくべきではないかと思えますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今おっしゃられるように、当然、国道495号線には基本的には両車線側に歩道があるべき内容が一番望ましいわけですが、1のところとかは片側に最低でも歩道があるということでございます。

申されるように、当然通学路等については写真の②とか、④の福岡銀行から東小学校の入り口等、こういうところにつきましては先ほど申しますように、現在の県が管理する時点において、当然芦屋町としては振りかえ状況の条件等の中で進めて、町費でやるのではないというお話が今後、当然詰めていくわけでございます。

それと、浜口の県営住宅前でございますが、写真の5番目でございます。実はこれ先週でございますけれども、県土整備のほうからお話がありまして、実はこの4PTAの要請で、この箇所についてはガードレール等の設置という要望がありまして、芦屋町から福岡県のほうにガードレールを早急に設置してください。通学路であるがためにということの要請も行っております。

先ほどの内容の中で用地取得というお話、私させていただきましたが、県土整備としては今後のこの写真箇所については、芦屋基地の用地の取得をしたいというような話もちらっと話が出ておりまして、この件につきましては、今後、また県土整備のほうで歩道の拡張を含めて協議をされていくという内容になってまいりますので、当然町としても振りかえを前提にこの用地取得を実行してほしいというような要請もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

わかりました。

それでは、ここ写真が添付してありますので、それを個別に町がどのように考えているのか、町の認識をお伺いします。簡単で結構ですので、7カ所ありますので。

まず、1点目の若松芦屋境界線100メートル手前から田屋の信号の部分ですけど、ここは一

応農地箇所であります。ただ、この地図には載っていませんけど、これについても県としては今の水巻芦屋線、それから田屋から水巻芦屋線につなぐ大きい道、これに振りかえたいという意向も持っています。そういった点でここは農地箇所でもありますけど、今後やっぱり芦屋町の山林箇所の都市計画もあります。そういった点で、ここの歩道の整備の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。簡単で結構です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この①の写真の現状でございますが、先ほど私が申しますごとと車道に対して両側に歩道があって初めて交通安全という形もありますが。この箇所につきましては付近にはまゆう団地ということで、子どもたちも当然、山鹿小学校の通学という形が考えられますけれども、通学路としましては団地から正津ヶ浜地区を経由しておるルートも設定されております。現在のところ、この分の県道の歩道整備というのは、コンクリートの縁石で幅1.5メートル程度が現在、常備されております。当然、振りかえということの中で片側について車道の幅等の問題もありますが、片側についてもカラー舗装で路面表示ができるのかどうか、今後の県との協議課題として検討していきたく思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、2点目の山鹿の丸八商店の前から通っている、この道路。この道路も通学路となっておりますが、ここの歩道の整備についてはどのように考えるのか。

また、どういった整備が可能と考えますでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

写真の②の一番上の写真でございますが、これが元町周辺の現在の通学路でありながら国道495号線ということでございます。②の写真は安全確認ということで書いてありますが、この写真に向かって右側が側溝とラインの白線で引いてあります、これ外側線というわけですが、この側溝と外側線の間カラー舗装、やはり町としては両側のカラー舗装ということで、今後は要請していきたいと思っております。

それと同じく②の写真、真ん中でございます。遠賀川沿いの国道495号線でございます。一応、写真としましては、現在芦屋橋のほうを向いての写真管理がされておりますが、この付近につきましては、別途、国の機関でかわまちづくりの計画が現在なされております。その工事等の状況もございますので、歩道等の整備についてもその事業、県土整備事務所と町がお互いになってどちらにどういうふうな形の歩道帯を設置するのか、それにつきましても今後の協議事項になってこようと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、第3点目の旧芦屋橋西から芦屋中学校方面、旧遠信前の通りです。ここについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この中学校横のルートにつきましては、当然、芦屋中学校の通学道路でもございます。現在、中央公民館前までの整備で旧遠賀信用金庫の坂道のところが歩道整備がなされてない。それと、遠賀信用金庫から芦屋橋の間が歩道の整備がないということで、先ほどの要旨3の中でも——芦屋橋ができ上がるときに導流堤側、上下側に50メートルぐらいの取り付け道路ができるということで、これは将来にわたっては取り付け道路を設置すれば、今の遠賀川の導流堤を通学路としての制定をしていただき、残りが遠賀信用金庫から中学校前までが若干残りますが、このルートにつきましても用地取得がなかなかやりづらいというところもありますので、舗装による路面表示ということでの協議を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは4点目の福岡銀行前から芦屋東小学校、この通りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

4点目の福岡銀行から芦屋東小学校までです。このルートにつきましても両サイド、沿線の住宅等がございますので、両側にカラー舗装における路面表示としての歩道整備になろうかと思っておりますので、その付近につきましては、また、今後県土整備との協議として行いたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

次に、5点目の浜口県住前ですけど、これは先ほどの答弁の中でもありましたが、一応PTAからも要望があるということになっていきますし、そして、課長の答弁でもありましたように、防衛施設局との折衝次第では、道路の拡幅という、そういったことも実現できますので、ぜひ、そういった点では防衛施設局との折衝を行い、実現をさせていって安全・安心な道路に変えていただきたいというように思います。

6点目、7点目、これは粟屋、大城方面の大きい道ですけど、ここは4車線でありながら、こういったふうに整備されてないような歩道しかできていません。芦屋町の周辺の道路を見ましても4車線道路というふうになれば、相当やっぱりある程度の整備がされた歩道が設置されていますけど、ここはされてないという状況ですが、この点についてはどうお考えですか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

この6番、7番の写真箇所でございますが、この道路につきましては、芦屋町との振りかえ対象路線ではございません。今、議員がおっしゃられますごと、一部両側に歩道整備がされ、一部は片側のみというような国道495号線でも特に交通車両の多いところでございますので、今後、県の道路整備の中の一環として早急に歩道の整備という要請を町として考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

この歩道の設置というのは、やはり交通事故被害の危険性の緩和措置という、そういったことが主な中心的なねらいです。

今、国道495号線と他路線の振りかえ、こういったことが行われたとしても、部分的な車の

流れは既に整備された道路、大きい道路を通っているということで、名目は変わっても依然交通状況は変わらないわけです。そういった点では、こういった道路整備をしていって、交通事故被害の危険性の緩和、これを進めていただきたいと思いますし、また、言われたように歩道有効幅、有効幅員基準2メートル以下、こういったところの箇所についても検討すれば、やはり今以上の安全性が確保できるというふうに思います。そういった工夫もされながら、ぜひ495号の歩道整備を実現させていっていただきたいというふうに思っております。

それと、関連しまして芦屋橋が開通する中で芦屋橋から、竹並芦屋線に続きますよね。今、現在、竹並芦屋線は花美坂を通過して、江川小学校まで整備されています。これから先、蟹住団地、また、火の坂そういったところの連携が今、工事をされていますけど、こういったところが開通していくという、それはいつごろになるのか、把握されているでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今、言われる分につきましては、県事業、北九州事業じゃないかと思うんですが、ちょっと私は、今、その付近につきましては把握はしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

これが開通しますと、北九州市のほうとしては、この芦屋竹並線を国道495号線にしたいという考え方を持っているということです。先ほど言いました県のほうは、今の振りかえで495をやるということですが、北九州としてはこの芦屋竹並線が北九州と続ければ、当然、県や芦屋町と芦屋竹並線を495線に昇格するという、そういった協議を行いたいということ、県の土木事務所を通して確認しましたところ、そういった回答が来ました。これは今後どうなるかわかりませんが、やはり相当将来設計も変わってきますので、十分な調査を行い、しっかり対応していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今、言われますように国道495号線としての昇格という問題になれば、当然芦屋町の町道もその付近の対象路線となってまいりますので、やはり芦屋町としては安全・安心な道路行政とい

うことで、やはり町民の皆さんが交通事故に遭わない、そういった路線としての確保をし、やはり県なりと今後は協議していくということになってこようかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、3点目の取り付け道路の問題について伺います。

先ほどの課長の答弁では120メートル程度の道路については、国、県で整備を行うというふうに言われましたが、例えばこの芦屋町の庁舎の横から、それから源春寿司の前とか、金屋公民館の前、そういったところの歩道については、大変歩道が傷んでおり、でこぼこがたくさんある状況です。車いすを使用される方、また、障がい者の方、高齢者の方、こういった方は大変に使いづらいという声が上がって、歩道の整備をしてほしいという、そういった声がたくさんあります。今度のその取り付け道路の整備の中で、そういったところについての歩道の整備、バリアフリー化、こういったものは行われるでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

事前の協議の中での内容になりますが、現在の新しい交差点、でき上がりの分でございますが、ここから120メートルほど芦屋町役場寄り側のほうに来ます。大体、場所的には金台寺の入り口付近ぐらいになるわけでございますが、この現在の車道の舗装及び歩道の舗装、先ほど申されました植樹の柵等もございますが、こういった部分もコンクリート製品にて改めてやりかえ、歩道につきましてはバリアフリーを対象とし、全盲者等に対する芦屋橋から一連した点字ブロック等の設置をやるということで確認済みでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

よろしく願いいたします。

それでは、金屋公民館の横に横断歩道がありますね。この横断歩道については、過去たしか2回ぐらい死亡事故があったと記憶しています。これに対しては、付近の住民の方からも信号機を設置できないかという、そういった要望がありましたが、この道路整備の中で、そういった信号

機の必要性、そういったものについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

まず、信号機でございますが、現在の芦屋側の信号は、基本的には仮橋を基本にして一旦停止線が設けられております。従来の方に今後戻ってまいりますと、きぬ川電器店の前の芦屋港線という県道がございますが、これを含まずの一旦停止ラインが役場方向側に今後はできてまいります。当然、信号機でございますので、道路管理者等との協議があるわけですが、今回の120メートルの工事につきましては、原状回復ということが原則であり、芦屋橋側のほうに現在、信号機は設置してありまして、今、議員がおっしゃられる信号機まで約30メートルから40メートルぐらいのところには信号機の設置は、ということだろうと思います。

公安委員会等との話の中では、原則信号機区間は300メートルを大体標準とする。ただし、その300メートル以内に幹線道路とか、そういった車両が多く接続してくるような箇所につきましては、原則から外れた中で設置をするという考えはあるわけですが、今回の30メートルか40メートルぐらい離れたところに現在、そういう信号機がございますので、逆にそこに設置をすれば、交通渋滞もしくは交通事故の発生も予測されるということで、折尾警察署ともそういう会議も実際行っております。現在のところ、道路管理者として今回の工事内容の中に信号機を設置するという考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、最後に町長にお伺いいたします。町長は今度の施政方針の中でも、生活道路の整備、こういったものも上げておられました。今度の新しい予算の中で社会資本整備総合交付金とか、また、まだ過疎債が延長されて過疎債が使用できる可能性、そういった問題もあります。そういった点で、こういった制度を使いながらも交通事故の危険性から住民の命を守るため、現行の495号の整備、また生活道路の整備、安全性を高める。こういったことを今後行っていくという、そういったことについての決意を伺えたらと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より国道495号線、それから町道の振りかえ問題を中心として議員、いろいろ資料を取りそろえていただきまして、町民の安全・安心のためのいろんなご心配をいただいたご提案をさせていただいておるわけでございますが。

先ほど来より課長が申し上げておりますように、この振りかえ問題、以前から話があっておったわけでございますが、ようやく昨年11月4日、この振りかえ協議の第1回目が行われたということでございまして、芦屋町の基本的な振りかえの問題のスタンスでございまして、芦屋町の町道というのがかなり整備を過去においてしておりますし、県道、国道に比べまして美化、それから安全の面ではいろいろ国道、県道よりも進んでおる。基本的にはもしこの振りかえというのはあくまでも国道、それから県道等芦屋町のいわゆる要望を伝えまして、要望どおり結局、議員がいろいろご提案をいただきましたような形で、整備をまずさせていただく。このことが第1条件であります。それが整った時点で振りかえるというふうなことが、まず、第1の基本姿勢であるわけであります。

る、今から本格的な協議が行われるわけでございますので、議員、いろいろご心配されたご意見等々も反映いたしまして、真剣に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、続きまして贈収賄事件の問題について伺います。もう時間が余りないので、簡単に聞きたいと思います。

まず、最初に日本共産党福岡県委員会は今回の贈収賄事件に対して2月16日、県後期高齢者医療広域連合に対して申し入れを行いました。

その内容といたしましては、まず、第1点目に贈収賄の動機とされる議員定数、それから事務経費の負担割合、派遣する職員数、副連合長ポストを決める際、公正公平な審議が尽くされるかどうか、こういったことを調査して広域連合議会に報告すること。

第2点目に、再発防止のために次のような運営の民主的な改善を行うこと。贈収賄事件を生んだ背景に県民不在の根回しが横行しているという反省に立ち、意見の違いは公開の場での徹底した審議の中で解決するように努めること。規約の中に市町村議会の報告義務、議員定数の公平配分、75歳以上の高齢者の諸般への仕組み、情報公開の徹底などを盛り込み、運営について市町

村を通じて高齢者からの直接の意見の聴取を行うこと。

そして、3点目に、県民の信頼回復のためにも昨年の総選挙で示された主権者国民の願いを受けとめ、本県の高齢者の生活実態に応じた保険料の負担の軽減を図ること。

こういったことを申し入れました。

私も芦屋町より広域連合の議員として選出されていますので、3月29日に開かれる広域連合議会では、再発防止のための民主的な改善を求めていきたいというふうに思っていることをまず最初に言っておきます。

次に、こういった問題をなぜ県や町村会、広域連合が舞台となった事件を協議会で取り上げるかという、そういった点では中でも述べましたように、この事件の原資、わいろや接待の原資は公金であって市町村住民の税金が食い物にされた事件であるということからです。全国町村会は町村職員を対象とした生命保険や町村に対する賠償責任保険などの共済事業を実施し、県の町村会はこれらの保険の契約手続などを代行しています。

福岡県町村会は毎年1,500万円前後の交付金を受けており、2007年度の交付金は約1,170万円、笹渕前事務局長が毎年このうち数百万円を事務局長名義の口座にプールして常時3,000万円から4,000万円が裏金として管理されたといえます。

福岡県の町村会は県内38全町村が加盟する任意団体で、公共事業や福祉政策などに関する町村の陳情や要望をとりまとめ、県に伝えるのが主な活動です。町村会が事務を取り扱うのは福岡県市町村職員退職手当組合など一部事務組合の4団体と、町村会や県市町村振興協会などの任意団体が約10団体、これを取り扱っています。この中で舞台となった福岡県市町村振興協会、これは県から交付される市町村振興宝くじ、サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじ、こういった収益を管理して、町村振興目的の事業に支出しています。2008年度の交付金収入は約20億円、介護ヘルパーの育成など市町村振興事業に充てられ、一部は積み立てられて2007年度末の基金特別会計の残高は約200億円、こういったものを扱っています。こういった公金が裏金として不当に流用されていったということです。つまり、今回の裏金の原資には県下の町村が負担した公金と全国町村会の共済事業や宝くじの交付金、こういったものが充てられています。宝くじの還元金は市町村に還元するべきお金で、これらの交付金の不正流用に対してやはり県民の大きな批判が高まっているわけです。

やはりこのわいろによって県と市町村の関係がゆがめられ、地方自治を踏みにじった、やっぱり今回の事件の全容解明と再発防止、これは絶対必要だということです。そういった点では、こういった私たちの町も無関係ではない事件なんです。

それで、先ほど言いました政治倫理規則、また職員倫理規則、情報公開制度、こういったものがなぜ必要かという、町村会とか、先ほど言った振興協会、これは任意団体であって、こういったものが設けられていません。報道によりますと、天野被告らは町村会を初め、監査が甘い団体を中心に1,000万円以上を不正に引き出して裏金にした疑いがあることが18日、捜査関係者の取材でわかったと。町村会の事務局は県自治会館管理組合など、四つの特別地方公共団体と県市町村振興協会など七つの財団法人や任意団体の事務を担当している。このうち特別地方公共団体が地方自治法に基づいて議会を設置して決算を承認する必要がある、任意団体の町村会とか、振興協会、こういったことに比べてチェック機能が働いている。また、監査役に外部の専門家を起用しているという、そういった点でチェック機能が甘い、そういった町村会や県市町村振興協会の不正を行われたということなんですよ。

ですから、町としましてもやはり任意団体に対してもちゃんとした政治倫理規則や職員倫理規則、情報公開制度、こういったものを設けないと再発防止にならないということで、ぜひ町長にもそういったことを要望していただきたいというように思います。

それとあと、政治倫理条例についてですけど、やはり芦屋町もこういった政治倫理条例は制定しております。しかし、県においては知事と議員を対象にした資産公開条例がありますが、これも副知事とか、特別職とか、そういったことを対象外として本人名義以外は資産公開の報告義務がないという、そういったので本当に甘い状況です。そういった点では私たち議員も特別職の皆さんも、芦屋町の政治倫理条例で一定で水準で情報公開やそういった政治倫理規則を守っています。そういった点ではぜひ県にもこういった事件が起こって、被害になるのは芦屋町ですから、ぜひ要望いただいて、県にも厳しい政治倫理条例を制定していただくよう、強くお願いいたします。して、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....  
○議長 横尾 武志君

次に、6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

おはようございます。6番、岡夏子、一般質問を行います。

大きなテーマの一つとして防砂堤周辺の砂の堆積と海岸保全について、お尋ねいたします。

まず、防砂堤建設後、急速に進む砂の堆積と湾内への砂の流入について、町はどのように認識

しておられるのか、お尋ねいたします。

次に、これから海水浴シーズンに入りますが、夏に向けて芦屋海浜の整備はどうされるのか、お尋ねいたします。

3番目として里浜づくり計画の進捗状況について、お尋ねいたします。

4番目、芦屋港にぎわい協働創出振興計画について、内容及び進捗状況についてお尋ねいたします。

最後の項目の芦屋海岸の砂の堆積と西側、岡垣海岸寄りになりますが、その浸食との関連調査やその後の協議についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

大きな項目として2番目の先ほど川上議員からも一部質問がございましたが、郡町長会負担金の使途について、私は郡町長会の目的や事業概要及び支出内容についてお尋ねします。

そして、郡町長会より県町村会へ負担金を支出しておりますが、この県町長会の幹部職員の詐取や会長及び元副知事の汚職事件について、町長の見解をお尋ねするものです。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

ただいまの岡議員の砂防堤周辺の砂の堆積と海岸保全についてということで、要旨1についての内容説明で砂防堤建設後、急速に進む砂の堆積と湾内への砂の流入について、町はどのように認識しているかということでございますが、平成20年度に完成した砂防堤付近の汀線は170メートルほどになっているのは承知をしております。

先月、北九州県土整備事務所と飛砂問題や漂砂問題についての協議を行いました。去年の2月に一部船舶航路のうちに、漂砂が堆積したとのことで、しゅんせつ工事が実施されております。その後の検証をするために今年の1月に港湾内の水深を調査する目的で測量業務が発注されております。この測量結果により今後の対応策を検討するそうです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

要旨2点目の夏に向けて芦屋海浜の整備はどうするのかというご質問でございます。

芦屋海浜につきましては、海岸保全区域ということで基本的には県が整備を含め、維持管理するものと考えております。

そのような中で、6月ごろに海浜公園の竹柵の海側の護岸に堆積しております砂は、県土整備課のほうに海浜のほうに敷きならすという形になろうかと思っております。

芦屋町といたしましては、例年海水浴シーズンには県土整備課のほうから芦屋海岸海水浴場開設に伴う海岸保全区域の占用にかかる協議書を提出いたしまして、例年7月から8月にかけて海水浴場を開設いたしております。その関係から、海水浴場シーズンには町が委託いたしました民間団体や、清掃会社が人の力とビーチクリーナーという機械を使いまして海浜のごみ除去を行っている状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

要旨3でございます。里浜づくり計画の進捗状況についての説明をさせていただきます。

里浜づくり事業につきましては、平成18年7月、県土木事務所から芦屋海岸の飛砂に対する対策を地元住民とのワークショップを実施したい、このような提案がございました。その後、県土木により飛砂の問題及び今後の海岸利用に関するワークショップへの呼びかけが行われました。

当初の参加者は、砂像連盟、商工会、自治区、PTA、自然を守る会、漁協、玄海ライフセービングで、総勢約30人で発足しております。

また、事務局でございますが、県の土木事務所ございまして、オブザーバーとして芦屋町、それから国土交通省の北九州港湾空港整備事務所が入りまして、アドバイザーとして九州共立大学の教授が参加されています。

ワークショップは平成18年度に3回、19年度に3回、合計6回開催されました。その間、景観への配慮、松林の位置、技術的なことも教示を受けるなど、このようにして協議が重ねられました。

協議は特に悩まされている飛砂の問題が多く出されておりました。また、岡垣地区から芦屋海岸の状況の変化に関する報告、いわゆる海岸線の変化に関する報告もなされておりました。最終的にはワークショップの総意として各々のワークショップの考え方をまとめた里浜事業案を採択するという結論を得たところです。

その後、20年4月に県との里浜づくりに関する調整会議を開催いたしました。その席上、ワークショップでは芦屋町はオブザーバーの立場で参加しておりましたので、正式に県からワークショップの成果についてお示しをしていただきまして、その上でないと芦屋町としての機関決

定ができないことを伝えております。その後、県土木からそのような通知がなされました。また、里浜づくりは飛砂の抜本的対策の手法として県の責任で実施すべきものだ、このように芦屋町の意思を伝えたところでもございます。その席上、県は港湾緑地の管理の問題などの懸案事項があるので、里浜に関する協定とともにこれらを解決したい、との説明がございました。

20年8月には、県から示された組織形態で整備計画を策定すること及び事業費の負担は全額県費で、かつ芦屋町が将来行うこととなる維持管理に関しては、松の育成が確認された後でないと実施しないことを前提に進めていくことの町的意思決定を行いました。その後、県により新たに組織形成を図り、里浜づくりに関する技術検討委員会及び実行委員会を立ち上げられました。

技術検討委員会は、県土木、学識経験者として北九州共立大、それから九州大の教授、それから国交省、芦屋町の出席により20年10月に第1回を開催し、21年3月までに3回の会議が開催されました。

20年12月に開催した議会、全員協議会では、ワークショップでの素案に基づき県を主体に構成された技術検討委員会で具体的な協議、調整を行う旨のご報告を行ったところでございます。

また、実行委員会につきましては、学識及びワークショップ参加者による出席で技術検討委員会で策定した案に基づき審議し、答申していく機関として21年3月に第1回及び第2回を開催して具体的な計画づくりを行ったところでございます。

ただし、実行委員会での結論は、まだ、なされていないものと思っております。したがって、今後は実行委員会の積み残しの件及び維持管理に関することなどを県と調整しなければならないと考えています。

事業の概要は、汀線いわゆる波打ち際から70メートル後方に高さ2.5メートルの前砂丘をつくり、その上に堆砂垣を設置します。その後方に10メートル真四角の調査垣を260区画程度設置した中に、約1メートル間隔で、約、3万8,000本の松を植林する計画でございます。

また、松林の中には、通路としてボードウォークや管理用道路を設置することとなっております。以上で、里浜事業の進捗状況などの説明を終わります。

続きまして、要旨④、芦屋港にぎわい協働創出振興計画について、内容及びその進捗状況についてご説明をいたします。

平成21年4月に県土木から里浜事業の財源として港振興交付金を充当して事業実施をしたいとの連絡がございました。芦屋町はこれまで飛砂の被害に悩まされ続けていること及び地域住民の皆さんによるワークショップの結果などにより、県の事業である里浜計画を進めることを意思決定していましたので、その要請にこたえることとしたところでございます。

しかし、県が財源として考えているメニューの港振興交付金は市町村が提案すべきものでありまして、県独自に申請できないものでございました。このため県としては芦屋町と共同で申請しなければならず、そのような形で申請することとなったわけでございます。

事業の名称は芦屋港にぎわい協働創出振興計画とされました。県は基幹事業として芦屋港海岸緑地事業、いわゆる里浜事業を行い、芦屋町は提案事業として海浜公園整備事業を申請しています。21年6月には県は当該事業の予算要求を九州地方整備局に対して行っています。当該事業の決定は、22年4月1日の国交省内示によることとなる、ということでございます。したがって、現段階では国の審査中ということになります。

なお、県からは国から満額の内示が示されるかどうかもわからない状況だとの報告がっております。現段階の状況はこのようなものでございます。

続きまして、要旨⑤、芦屋海岸の砂の堆積と西側（岡垣海岸寄り）の浸食と関連調査やその後の協議についてご説明申し上げます。

海岸線の問題につきましては、県から里浜事業の申し入れがあった当初から芦屋町としては海岸線の砂の移動などに関する調査を実施し、砂に関する抜本的な解決策を講じる必要性があると、このように主張しております。これに対し、県はそのことに関しては別途調査を行う旨の回答をしていました。

また、港湾所在市町村懇談会後、町長の発案によりまして、芦屋港に関する諸問題を定期的に協議する場をつくることが要請され、県港湾課との定期会議が21年8月に発足しております。この中で海岸関係の議題といたしましては、離岸堤の撤去、それからコンクリートがらの撤去、海岸線の保全、この海岸問題についてはこの3点について協議をすることでテーブルに上げております。

21年10月の第2回会議の席上、県は岡垣町が独自に行っている海岸線の調査とともに現況調査を実施する旨の回答を得た——やるということで回答を得たというところです。についてはその調査結果によりまして海岸線の砂の移動などに関する抜本的解決策を計画し、実施するよう県に働きかけていかなければならないと考えております。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは2点目の郡の町長会負担金の使途についての1点目、町長会の目的や事業概要及び支

出内容についてお答えいたします。

この遠賀郡町長会の目的としましては、規約にございますように地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興、発展を図ることを目的としておりまして、事業といたしまして町の事務及び町長の権限に属する事務の連絡調整、2点目福岡県町村会並びに他町村会、町長会との連絡調整。3点目、その他本会の目的達成のために必要な事項を行っております。

具体的な事業といたしましては、郡内町長の会議の開催、それから視察研修の実施、近隣自治体との連絡調整、郡内各種団体に関する補助金の交付、協賛事業への助成となっております。

これらの事業を行うための経費といたしまして議員が、19年度、20年度の具体的な決算書を資料としてお配りされておりますが、20年度決算で申しますと約233万円を支出しております。主な支出内訳といたしまして、県町村会への負担金、約64万円を初めとした負担金補助金で約105万円、それから協賛金や慶弔費等の交際費で約64万8,000円、町長会視察研修費や事務局の旅費で約34万6,000円、会議費や事務局費で約28万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員の大きい項目の②のいわゆる川上議員の質問に関連しておりまして、町長の見解をお尋ねするというところでございますが、川上議員の質問にもお答えいたしましたように、この件につきましては我々、郡の町長会としても遺憾に思っておりますし、また、私個人的にも憤りを感じておるということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、防砂堤周辺の砂の堆積と海岸保全について。先ほど課長のほうから、防砂堤建設後の認識に関して汀線が170メートルの位置まで達しているということと、県のほうで昨年度しゅんせつを行ったということは認識していると、その程度でございますが、ここでちょっと改めて19年度末、もう20年にかかっておりましたけど20年の5月ごろ最終的に防砂堤建設が終了したと思っております。その後、ご認識どおりあそこの砂のつき方が——当然、これは県のほうとして

も予想はされていることだろうと思いますが、状況がかなりよくない。というのは、皆さんもちろんご存じなんです。砂の堆積が、いわゆる波打ち際が向こうのほうまで行くという以上に砂の量が物すごく多くなっていることで、当然港湾との境であります中防波堤を飛び越えて、港湾の施設内あるいははまゆう、なみかけ大橋につながる臨海道路のあの辺まで相当な飛砂が飛んできたことによって、昨年ですか、あそこをバイクで通行中の方が、特にあそこの港湾のゲート、入り口周辺にたまった大量の砂に——ちょうどカーブになっておりますので、あそこでバイクの足をとられて転倒されてけがをなさったと、そういうことをお聞きしているんですが、県のほうもそれは承知しているということですが。この状況をまず、どのように認識しておられるか。これはひょっとしたら町民かもしれないし、そうじゃなかったかもしれませんが、この件の、事故あたりについては県からお聞き及びですか。まず、そのことをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今の不慮の事故につきましては、県からではなしに役場の中で私はお話を聞いたことがございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

役場の中ということでは、むしろ町民の方であるかもしれないというふうに思いますが、いずれにしてもあそこを通常通られる方あるいはたまたま通られる方、そういう方々に対しても今後もしも起こり得る。とにかくあその場所が陸側とはいえ、港湾の施設ですので、この間、県のほうは何回となくトラックで外のほうに持ち出しているようですが、強風のときはもう一夜というか1日にして、また、たまってしまうという、物すごい危険な状況であります。

それとともに、飛砂そのものが当然港湾の、いわゆる野積み場ですか、あそこを通ってかなり空を舞って幸町、望海団地の周辺に飛砂が飛んでいく。はっきりいえば、この防砂堤建設後わずか2年足らずではございますが、状況が本当に県としてはどのように真剣にとらえているのかなというところですごく疑問があります。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、この防砂堤建設に関して2006年4月に当時の建設課長である課長さんとか、当時の町長さんあたりと県のほうがこの防砂堤建設に当たって事前協議を行っています。会議録がありますが。その場において芦屋町のほうにおいては、その3

00メートルの防砂堤で砂をとめるということになっているが、それで完全にとめられると思っているのかというような質問のやりとりの中で、当然、港湾内に入るのを守るためであるから陸のほうにはたくさん砂がつくでしょう。ところがこれは中のほうから取るよりも、いわゆる湾内で取るよりも陸側のほうから取るほうが経費的にも安くつくし、簡単に取れると、そういうやりとりがあっているんですね。

そして、今現在、2年も経過しておりますが、大量の堆積した砂を取ったという、いわゆる海側のほうですね——というあれが見えません。町のほうとしてはそれに関して県に当然、そういうやりとりをやっているわけですから、一種の県の約束ごとだと思います。まず、少なくともあれだけ大量にたまった砂を——堆積した砂を除去すべきではないかと思ひますし、それを当然要望されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今、議員がおっしゃられますこと、当然、砂防堤のところにはかなりの砂が堆積し、やはり風雨によっては芦屋町行政区域間にもかなり飛砂が飛んでおるのじゃなかろうかと推移はできます。

ただ、やはり飛砂の問題と漂砂の問題はなかなか縁が切れるものではなく、現状としましてそれだけ汀線が170メートルほどにもなっておるし、当然、この飛砂も含んで湾内にやはりどうしてもその砂が風とともに入っていくという現状も、県のほうは把握はしておるのが現状でございますので、やはり170メートルに堆積しておる砂を除去するにつきましては、当然管理区域が福岡県でございますので、町としてもその辺の内容を踏まえまして、今後、県の整備との協議をやっていくように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

先ほど2006年と言いましたが、2004年でございます。2004年の6月18日の会議録でございますので、確認の上、早々に県のほうに要望していただきたいと思ひます。

昨年度、ちょうど3月議会1年前の議会において私もちょうど県の北九州土木事務所のほうでたまたま入札結果のあれをとったときに、2月と5月に先ほども課長も認識おありになっているしゅんせつ、2,000万円かけてしたしゅんせつ、そのことが実際、県にしては防砂堤建設前あるいは建設中にたまった砂だというふうな回答はしていますが、私たちとしては先ほどの説明の

中でもありますように、大量に港湾内にも堆積する砂がそのまま湾内の中に入って——きょうはたまたまちょっと説明が前後しましたが、私の資料の中の写真のところの最初のページの写真の場の港湾内のところの状況の最後のところですから。まさしく相当な量が湾内に入り込んだことで、今年の1月16日にはたまたま大潮の干潮で、本当は4時前後が一番の干潮時だったんですが、それでも夕方5時半、6時ぐらいに撮った写真で。私自身は見ていなくて、その写真によって想像を超えた速さで湾内の海底の露出といいますか、それが出てきたというように、とにかく急激に飛砂がふえた。あるいは拡大化する砂によってその飛砂の流れ、あるいは量が想像を絶する量として堆積しているという。このような状況について、当然、県は先ほどおっしゃったように調査をするようになっております。

そして、そのことについては、当然、調査結果をもとに町のほうとも協議をされると思いますが、これは議会及び住民のほうにもその結果以降、協議に関してはご報告していただきたいと思っておりますので、その件よろしく申し上げます。

続きまして、夏に向けての海浜の整備。これは例年ではありますが、5月前後ぐらいに遊歩道にたまった海浜からの飛砂除去を行った分が砂浜のほうに全部山積みされて、そこから県がそれを並べていく、敷きつめていく。その光景は日々私たちも見ているんですが。毎回指摘しているように、バラスとか、コンクリート破片あるいは、これは先で出てくる里浜づくりのための調査垣、いわゆる堆砂垣だとか、そういうものに関していまだに無残な状態で放置されております。こういう調査物に関しての撤去も早々に県に撤去をお願いして、きれいな砂浜で夏の海水浴が迎えられるように、ぜひ芦屋町のほうとしても積極的に県に呼びかけてきれいにしてほしいと思っております。

先ほどのあとのほうの説明の中で企画課長が21年から町長と、いわゆる芦屋町と県が定期的に港湾関係に関する協議をするようになったということで、その中に今、問題視しています芦屋海浜のかなり散乱しているバラスとか、コンクリート破片、このような除去もお願いしているということでしたので、1日も早くきれいに撤去していただきたいということを申し上げて、これも要請にしておきますが。

次に、里浜づくり計画の進捗状況については、課長のほうから詳しく説明されました。ここで私もちょっと気になるといいますか、この間、ずっと気になっていたことですが、町民を交えてワークショップが平成18年から19年にかけて行われ、そこで合意形成されたとする里浜づくり構想、通称松の植林事業と私たちは言っているんですが、そのことが合意形成されたとおっしゃっていますが、これは先ほど課長が経過の中で説明されたように、この里浜づくりの

ワークショップは飛砂対策と芦屋海岸に対する町民の意見などを聞くというふうに説明、さっきされたと思います。

ただ、私もこのワークショップにずっと参加しておりましたが、途中からやはりこの海岸保全、全体を見通したときにここだけの問題としてとらえることは非常に無理があるのではないかという内部からも意見がございました。

しかし、この里浜づくりに関しては、飛砂対策ということで協議を進めてまいりますというふうに意図的にそういうふうに方向性が示された。私はそのように認識しております。その中で最終的には、先ほど課長は採択とおっしゃいましたが、これは採択といいますか、いわゆる異議はあってもそれが合意形成ということで挙手で決められたわけでもないんですが、そのような状況であったことを、まずもって知っていただきたいということを先に申し上げます。

そして、その後に先ほど来おっしゃっています県と町の技術検討会なるものの中で町としての姿勢はあくまでも里浜づくりは県の事業であって、資金的なところはすべて県が責任を持っていたきたい。そして、松の植林に関しましては、その松が明らかに育成できる状況が確保されなければできないと、そういう町のスタンスは県に伝えている。そういう状況でありました。

そして、その後、町民が入りました約8名の、専門家も入ったと思いますが、国も入り、町も入った——失礼。まず、ワークショップでは町はオブザーバーという立場だったということを強調されましたですね。そして、その後、技術検討会の中で、県の事業として明確なものを示していただき、そして、その中での町の姿勢をさっき言ったみたいに言ったと。

そして、それから改めて、また、次の段階で町民が入った実行委員会というものが行われております。1回目は3月8日でしたが、私はその委員会のメンバーではございませんでしたので、2回目が3月21日にありました。それには傍聴ができるということでしたのでまいりました。そこの中ではやはり初参加の方もいらっしゃったり、この事業の内容がよくわからないという方々からのいろんな不安意見、実際どうやってするんですか、どうやって管理していくんですかというような、いろんな意見が出た中で、実際は3回までやられる予定だったのが、2回目のところでストップしている状況、これはもう課長もおっしゃいました。

そういうところで、あとのほうの芦屋港にぎわい協働のほうにちょっと移らせていきますが。ここの中ではこの里浜づくりの中の松の植林によって、この中が町民、県民、来ていただいた方に憩いの場所として提供し、それが町のにぎわいとして事業が進められるということで、今回はこの芦屋港にぎわい協働創出振興計画には、事業主体として、いわゆる県と町と一緒にやっていくんだという形で申請をされたとおっしゃいました。

今までオブザーバーとして県に——今までといたしますのは里浜構想のところですが、オブザーバーとしてかかわっていて、そしてまだ、その里浜構想の最終的な住民の意見なり、集約なりができていない中で、もう先に進んでいるという感がするんですね。これはどうしてこのようになるのか。どうしてこの里浜づくり事業そのものの一番懸案事項である管理、維持管理の問題あるいは植林をするときのやり方、そういうことがはっきりしていない中でどうして、この次の段階に進めるのか、不思議でなりません。そこら辺はどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

まず、この事業につきまして、具体的に採択もされては今のところありません。

私どもは先ほど言いましたように、当初オブザーバーという形で出ておりましたものですから、きちんとこの里浜づくりに関する成果物といいますか、ワークショップに関する成果物をご提示していただかないと芦屋町としての意思決定ができない、こういうことを申しまして、県にきちっとした形でその成果物を提出していただきました。その上で、庁内協議をしたという内容を先ほど説明したところでございます。

その中で、これはまだ、議員おっしゃったように県とはきちっと解決はしておりません。いわゆる維持管理に関することについては、芦屋町については松の育成が確認された後でないと維持管理は引き受けませんよ、という話はるる説明をできております。これについて県はわかりましたというような回答は、まだいただいております。ただ、事業についてはおおむねの計画内容が確認をされておりますので、芦屋町としてはその確認した内容で、いわゆるワークショップの素案を参考にした中での事業実施。だから、今から計画するようになると思います。仮に国の採択がなされたとしても、今からの話でございますので、今から具体的にどのようなものを構築していく。なおかつ維持管理はどのような形でやっていくということを、今からきちっと県と協議をしなければならない。このような問題と考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

決まってないことだから、当然協議をしていかなければならない。そして、一方では港振興という、これは国の事業として、例えば門司あたりがこういうのを使っているいろいろなやっているのでないかというふうに思いますが。

ただ、先ほどからおっしゃっているその里浜づくりに関して、この件に関しても今まで町民の皆様方にどれだけの公表、もちろんこれはあくまでも構想、計画段階ですということで町広報誌に1回だけ載りました。あとはいろんな新聞報道によって状況を知る人が何人かいるでしょうけど、ほとんど知らされてない状況だろうと思っています。

行政のほうとしてはまだ決まってもいないことだから、ということがよく言われていますが、特にこの海浜あるいは芦屋海岸、港湾周辺に関しましては、もう皆さんご承知のように、約20年前のリゾート計画のときのいわゆる行政主導型であったり、議会と行政のところだけの判断によって決定してから町民に知らせると、そういうことがいろんな住民を混乱の中に巻き込むということになったということをぜひ教訓としていただいて、この計画が先ほど国のほうが22年度の4月1日付をもってしかはっきりしないということであれば、この事業が出てきたときに当然、その説明、今から検討とはいえ、説明がいろんなところで議会のところでもされると思いますが、私直接、県や県土木事務所にほうに行って、この問題についていろいろ問いただしたり、県の姿勢やら問うてますけれども、県のほうとしては当然、管理者としての責任がございしますが、特にこのにぎわい協働創出振興計画、これは地元市町村あるいはその住民が主体となってやるべきものということであれば、おのずとその計画段階から私は町民にそれなりの意見を聞くとか、そういうことが必要ではないかと思いますが、特に企画課の課長としては町民に対する情報公開の責任、この責任上、この振興計画がどの時点になって町民には知らされるのですか。そのことをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

国交省の内示が4月1日ということで県から聞いております。

採択されるかどうかはまだわかりません。その辺のところにつきましては、具体的にどのような形で維持管理も含めてやるのかということをも町としてまとめ、県とも調整して町としてまとめたならば議会にも報告し、町民の皆さんにもご報告しなければならない、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

これは全部つながっておりますので、どれをとということではなくて、最終的にはワークショップ

プの中でも当然公表されたとはおっしゃっていましたが、岡垣方面の浸食の調査の結果もそこで出された。しかし、これは郡の町村会のところでも各団体から要望が出ている中に、これはたまたま——私も下の次の質問とも兼ねるところで、たまたまその項目を見つけたんですが、岡垣町として県に対する、県町村会とか県の土木整備の関係だろうと思いますが——岡垣町はウミガメのウミガメ係という、ウミガメ課というところもある関係上、三里松原海岸の浸食に関しては憂慮しているところがあり、自前で20年度から海岸調査をしていると。しかし、これは当然、県が管理するところの海岸でもありますので、県のほうもこの調査に関して協力ないしは支援をするようにというような要望書が出ているのを見ました。

それで、私もこの件に関しては芦屋町内の役所のところにこういうことが出ているが、芦屋町のほうはどういうふうはこの県と岡垣が、岡垣のほうの浸食の調査について、芦屋町も当然海岸がつながっているということでは、こちらのほうの堆積と向こうの浸食との関係で当然、調査はこちらのほうもしてもらわなきゃいけないということを県に申し上げたということで、一連の調査が行われるということになるかと思っています。

しかし、その後の調査が出た後が肝心だと思いますが、どうしても行政同士の話し合い、特に岡垣と芦屋は幾ら海岸線がつながっているといっても、やっぱり縦割りといいますか、自治体でのそれぞれの取り組みを県とやる。本当なら県がいて、岡垣、芦屋も一緒に協働しながら、そういう情報なり調査結果を共有しながら、いろいろその中に当然調査後の検討ということでは専門家も入るだろうと思いますが、ぜひ、その中にこれだけやはり町民が憂慮している。あるいは町民に関心事として高い、この芦屋海岸については、町民、住民の方々も入れたような検討会を協議にさせていただくように県に要請していただくことをお願いしたいんですが、これについてご答弁をお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員のほうからるる——昨年も同じような質問をいただいたと思うわけでございますが。私はたびたびこういう、この質問をお聞きした中でずっと考えますに、まず、物事には始まりがあるかと思うわけでありまして。そもそも港湾、それから砂がたまるという、いろんな原因があるわけでございまして、常々私が記憶しておることなんです。まず、そのころは岡議員が芦屋におられたかどうかわかりませんが。芦屋町の遠賀川河口におきまして芦屋漁業協同組合、港がありませんでした。河口の左岸側に竹の棧橋をつくって船を係留しておりました。地元のいわゆ

る漁業関係者の方からの強い熱望によりまして漁港がほしいということで。そして、港湾計画が持ち上がりまして、中身は端折りますが。そして、そこに県のほうから漁港をお借りした。このことをまず、私は忘れてはならないと。このことからスタートしておるわけでございます。

このことを強く県、そしてまた、国に対して要望をして、ようやくできたわけでございます。昔、竹の栈橋で漁船が係留しておるころ、台風が来れば洞海湾のほうに避難し、そして山鹿の唐戸のほうに避難するというような現状があったわけでございます。そして、港湾ができた。港湾ができれば当然、結局、砂の動きが変わるわけでございます。それと同時にあわせまして、今は確かに砂が堆積し、飛砂問題が起こっておるわけでございますが、その以前に芦屋の海岸につきましては、今は堆積でございますが、浸食問題というのを余りご存じでない方は多いのではないかと思います、芦屋の海岸が非常に浸食されまして、これは芦屋の海岸の砂浜がなくなるんではないかということの問題が起こりまして、そして、これも国、県に強く要望いたしまして、そこでテトラポット等々のいろんな対策を講じていただいて、砂がいわゆる結局——海岸浸食が止まった。これも事実であるわけであります。

そして、それから砂のがらの問題でございますが、芦屋の浜のがらの問題。この問題につきましても、いわゆる芦屋町は砂浜の美術展という大きなイベントをやっておりました。県は当初——私が聞いたところ、堆積した砂はそれをもう運搬して、例えば矢矧川のところ、岡垣のえぐれたところに持っていこうという考えもあったようでございますが、芦屋町の強い要望で結局砂浜の美術展をやる時、砂が大量に要るということで、その案件につきましてはそのままになった。そして、あのがらにつきましては、あそこテトラポットつくっておりました。そして、今、岡議員がいろいろご指摘がありましたように、砂が飛砂によって堆積いたしました。砂像を砂浜の美術展をやる時に、あそこの砂が要るので、恐らく業者の方でしょう。がらと一緒に、砂と一緒にがらが含んだ砂を砂浜にやった。それが今現在、ああいう形でがらになって残っておるのが、これが事実であろうかと思うわけであります。すべて何か国が悪い、県が悪いというようなお話でございます。すべて結局、そういうことにつきまして、国にお願いし、県にお願いする。

それともう一つ、この前、今年の岡議員のご質問にもお答えしましたように、港湾ができたときの背後地の公園につきましては、これは町が何とか公園をつくってくれということで町がお願いした。そして、公園はつくりましょう。そのかわり維持管理は町でやってくださいよという、これは覚書もあるわけであります。そうした中で、芦屋漁港の問題に関しましてスタートいたしました、いわゆるこれはそういう先人の人たち、我々政治に携わっておる——町政に携わっておる先人の方々がいろいろご苦労されて、今日までやってきたわけでございます。

この飛砂問題等々、今、現実問題直面しておるわけでございますので、先ほど企画政策課長が話ししましたように、そういう協議の場、堆積の砂の問題、それから飛砂の問題という形の中でやっとな国のほうが何とか事業を探しましょうと、これは予算が伴います。莫大なお金がかかるわけでございます。という形の中で、今日のこの計画が進んでおります。

私が何が言いたいかという、そのスタート時点を忘れてはならないということで、このことが起因して砂の、いわゆる流れが変わってき、それから次から次にいろんな手を打ってきたが、それが芦屋の海岸のほうに砂がどンドン、どンドンたまっていっておるとというのが現状であるということ、まず、認識していただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

ここで5分間、私ロスしてしまったんですが。先ほどの質問に対しての答えはどうなっているんでしょうか。簡単に課長のほうからお答え願いたいと思います。

その協議に関して住民も入っていただくような協議を県に要請していただくことはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

今後の課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

何事もその初めがあると、それはそうでしょう。そのことでまた、漁港といいますか、漁港が発端の芦屋港だということも当然承知しております。それが私が仮に地元の間人ではない、あるいは私がそのことをいろいろ町が苦慮しているときにいなかったからわからないだろうという、そういう言い方に対して私はかなり憤りを感じております。少なくとも私はこの場で防砂堤事業に関しても3億3,000万円の公費が出ている中の2,600万円、芦屋町が出しております。その検証なり、課題なりを出して、そして、里浜づくり、それが全部すべて港湾のことにつなげて物事を考えてくれということであれば、何も言えないような状況になるかと思っております。

とりあえず先ほどのこの新しい事業の国に申請していることも含め、あるいは岡垣並びに芦屋海岸の調査に関する件については、よろしく願いいたします。

それで、もういよいよ最後になりました。あと2分しかございません。これは今、言わなければならないことは、もう2点だけです。

先ほど総務課長のほうから、これは2点一緒、県の町長会と郡の町長会と当然つながっていますから、その経緯などについては説明され、町長としても1回目の回答のところでは遺憾に思っているし、憤りを感じていると、そういう認識はいただきました。しかし、きょう参考資料としてお渡ししています、これはあくまでも予算書であったり、決算書であったりしますが、その中で課長が説明した中に、これが私の一番最後の資料の中に交際費にかかる慶弔費の申し合わせ事項というのがありますので、この件について、二、三点指摘して、ぜひ郡の町長会でご審議いただき、その結果をもって次にまた議会で質問したいと思っています。

これはあくまでも交際費の支出基準ではなくて慶弔費の申し合わせ事項です。ここら辺に関しては葬儀関係がらる並べてあります。そして、町村会会員といいますと、町長も入り、町長だと思いますが、こういうのはそれぞれの各自治体の職員厚生会のところとも当然だぶることですし、県の町長会においてもこういう支出がなされております。当然、先ほどおっしゃったみたいに県町村会のところでは財務規則、中身を全部今回の事件によって精査されるということですので、この辺の慶弔費に関しては即刻廃止すべきであり、ましてや下のほうにございます町長退職時の記念品などは10万円支出するようになっております。これは1期でもそうですが。

こういう一連のいわゆる納税者に見えないところでこのような支出をするということは、本当に納税者に対する背信行為でございます。そのことを一言申し添えて、ぜひ、次の郡の町長会のところでも検討していただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから10分間休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後0時10分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

続いて、1番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

**○議員 1番 益田美恵子君**

1番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。皆様におかれましては大変お疲れのこととは思いますが、早いうちに終わらせたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

初めに、町内のナイター設備についてお尋ねいたします。1、ナイター設備がある箇所をお尋ねいたします。2、総合運動公園中央グラウンドにナイター施設整備を、との要望を受けますが、担当課に要望が上がってきたかどうかをお尋ねいたします。

大きな2点目といたしまして、AED（自動体外式除細動器）について。1、町内の設置場所及び設置台数をお願いいたします。2、AEDに不具合が生じているとの報道がなされておりましたが、定期的に保守点検等が行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

1回目の質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

**○生涯学習課長 本田 幸代君**

それでは、町内のナイター設備についてということで、要旨1のナイター設備がある箇所を尋ねるということでございます。

現在、ナイター設備のある体育施設は芦屋中学校グラウンドと山鹿のテニスコートでございます。

要旨2、総合運動公園中央グラウンドにナイター施設整備を、との要望を受けるが担当課に要望が上がってきたことはあるかということでございますが、この件につきましては、前任の課長にも確認いたしましたが、現在のところ要望はございません。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 占部 義和君**

では、2点目のAEDに関してでございます。まず、町内の設置場所及び設置台数についてでございますが、町で把握しておりますのは役場、競艇場、小中学校4校、それから、総合体育館、テニスコート、町民会館、中央、東、山鹿の各公民館、芦屋釜の里、歴史民俗資料館、老人憩いの家3カ所、山鹿、緑ヶ丘の各保育所、マリンテラスあしや、レジャープール、町内の私立保育所、幼稚園4カ所の合計25台でございます。

次にAEDに不具合が生じているが、保守点検等はされているのかということについてでございます。

確かに昨年の11月には日本光電工業株式会社が輸入販売いたしましたAEDの一部に使用できなくなるという不具合が生じ、同社はいわゆるリコール対応をするとの報道がありました。先ほど報告しました25台のうち、レジャープール、それから私立保育所、幼稚園4カ所の計5台がこの日本光電社製ですが、5台とも即座に業者による点検がなされ、異常なしとの判定を受けております。

その際、日常点検の仕方やセルフテスト機能を改善したソフトウェアへの変更を、本年5月から順次実施する旨の説明を受けております。

また、ほかの20台につきましては日本メドトロニック社が輸入販売した製品でありまして、これにつきましてもやはり一部製品に不具合があることが判明しました。しかし、その時点での業者の点検の結果、本町に納入された20台すべて異常なしとの判定を受けております。

次に、保守点検等についてでございますが、特に定期的な保守につきまして業者委託等はいたしておりません。両社製ともOK、あるいは使用可能、使用不可との表示が出ます。目視が可能ということでございまして、職員等により日常点検で確認いたしておりますし、今後とも徹底していきたいと考えております。

なお、内臓しているバッテリーの寿命が2年となっておりますので、2年ごとの取りかえを行っておりますし、今後ともその取りかえが必要になってまいります。

機械的なものについては以上ですが、じゃあ、実際緊急の場合にそれを操作するいろんな部署に配置されておる職員、これらに対しまして2年ごとに遠賀郡消防本部が実施しておりますAEDの操作方法を含みます普通救命講習を受講させております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

まず、1点目のナイター設備からお尋ねいたします。

現在、設置してある場所、芦屋中学校、それから山鹿テニスコートということでございますが、以前東小学校にも立派な設備がなされておりましたが、これはどのようになっているのでしょうか。

先日、見に行きましたら、4基ですか、立派なものが設置されておりますし、これがどのよう

な状況に現在なっているのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

東小学校のほうにも以前つけておりましたが、老朽化により照明のほうを平成17年度に撤去いたしました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

老朽化ということでございますが、その後——先ほどのご答弁ではナイター施設の要望は上がってないということのお話があったおりましたが、現場の皆様にとってはぜひナイター施設というのが、あったほうが良いというご希望を持っておられます。それは夏場でなくて冬場ということです。私も先日、見に行きましたけれども、土曜日に見に行かせていただいて、いつもグラウンドゴルフで練習に行っていたときに立派なものがあるので、当然ついているものとばかり思い込んでいたものですから、東小学校にもありますよって言ったら、いや、東小学校はもう使われておりませんというお話でございましたので、なぜかなという疑問があったんですが。

上だけを替えるのにどれぐらい予算がかかるのか。また、ある一面においては電気代もかかるからという声もございますけど、この年間どれぐらいの費用がかかるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

現在、芦屋中学校のほうでナイター照明つけております。期間的には4月から10月までの7カ月間でございますけど、電気代が100万から130万かかっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

確かに電気代がかかることは当然でございますが、総合グラウンドにおいてナイター施設の整備をぜひ、設置してほしいという要望が、私も以前も聞いたことがありますし、取り上げたことはなかったんですが、担当のほうには以前申し入れ——口頭ですけれども、あったらいいですねというお話がありますとお伝えはしていたんですが、このたびまた少年野球とか、サッカーをな

さっている方の父兄の方ですけれども、ぜひ、ナイター施設を整備してほしいというご要望がありました。

それはなぜかといえば、冬場は今は5時半ぐらいから暗くなります。練習開始時間っていうのは5時半ぐらい、早くて5時半ですね。芦屋町に勤務されている監督さんがいらっしゃる方であれば5時半からということをございしょうが、よそからお出でになる方であれば、もう6時から開始ということになるろうかと思えます。もう開始時間から既に暗いというのが現状なんです。それが5時半から7時半ぐらいまで練習をやっておりますということなんですね。

まず、練習の様子、また、その時間帯で暗くなったところをごらんになったことがありますか、お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

この件につきましては、ほかのチームからもお話しがございまして、一度、山鹿小学校のほうにのぞいたことはございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

残念ながら、私はたまたま先日見に行ったときには犬の訓練の準備がなされておまして、総合体育館のほうでは練習がなされておらずで、東小学校を見に行ったときに、この中央グラウンドで練習をされている野球部の父兄の方にお会いすることができました。

その中で、本当にとっても練習する時間が冬場が短いということのお話の中で、何かご自分たちで購入されて、それで簡易的なものでしょうけれども、何基か、2基か3基ぐらい置いて、ちょっと明るくして7時半ぐらいまでやっておりますということなんです。その中で薄暗いわけですからボールが跳ねかえって監督さんの目に当たったこともあるんです。やっぱり子どもたちは心身ともに鍛えるためにそういった――監督さんもまた、ボランティア的な存在の方たちが一生懸命子どもの育成のために頑張っているわけですから、お金が確かにかかることではありますけれども、やはり育成するという上においては何らかの形をとる必要性があるのではないかと、このように考えるんですけど、教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

少年のスポーツに対しましては、いろんな種目がありまして、それぞれ指導者の皆様方が子どもの健全育成という観点からご指導賜っている。大変感謝しておりますし、ありがたいことだなあと思っております。

指導者の考え方にはいろいろございまして、確かに健全育成っていうか、スポーツを通して体を鍛えましょうというレベルの監督さんだとか、試合に勝とうというチャンピオンスポーツを目指す監督さんなど、いろんなタイプがありますから、そのことについてはそれぞれの監督さんのお考えでしょうし、そのチームの方針だと思いますから、そのことについては私たちがとやかく言う話じゃないと思っています。

ただ、一般的な考え方といたしましては、私は子どもたちがしっかり鍛えて、そのことによって、いわゆるバーンアウトといいますか、燃え尽き症候群。もうくたびれたと。で、中学校ぐらいになるともうやめたという子どもたちもたくさんいらっしゃいますし、もっと悪いのは、鍛えすぎることによって体に故障を起こす、スポーツ障害を起こすという子どもたちもいろんな面が出てきております。こういうのは大変困るなど。

ですから、スポーツは本当に好きになって、大きくなっていわゆる生涯スポーツにつながるような指導であってほしいと、これはもう一般論として私は常に思っております。

そこで、やはり楽しいスポーツ活動、楽しい体育をぜひやっていただきたいという思いがいっぱいあります。

そういうのを前提にいたしまして、ナイターを——冬場のスポーツ、特に冬ですね。冬の5時半から7時ぐらいの練習というときに確かに暗うございますから、今、それぞれ総合運動公園、それから山鹿でも簡単な照明施設をつけてやっていらっしゃいますから、おっしゃるとおりに薄暗いといえば薄暗い。どのぐらいの照度があればできるか。サッカーと野球では全然違いますから、その照度に対応できるようにするっていうのは、なかなか難しいところがあります。

私は冬場のスポーツに、ずっと年間を通して野球なら野球ばかりやる、サッカーならサッカーばかりやるということについては、私としてはそうであってほしくない。いろんなスポーツを取り入れる中で、子どもたちがバランスの取れた体づくりをやっていただきたい。そして、その中でそれぞれのスポーツの楽しさを味わっていただければと思っております。

そういう意味で、現在のところ、そういう考え方から行政として確かにいろんな要望はあるんだろうと思いますけれども、ナイター施設を今はつけないというやつけない、今はつけないでおいてもいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

確かに野球、また、サッカーだけを重視しているわけではございませんが、現在、要望が上がっているのが、そういった中の方々からのご要望であるということを確認していただきたいなと思います。

それから、今、おっしゃったようにやはりあらゆるいろんなスポーツを通して心身ともに鍛えていっていただきたいという思いがとおりだと思っておりますが、やはり子どもたちは嫌いなものはやっぱりやらないですね。途中でやめていたり、好きだからこそ続けられるというものもありますし、町長の施政方針を後で述べさせていただきますが、やはり学校教育の中でも芦屋の子どもは芦屋で育てるといふ、今方針がございますよね。その中でやはり未来を担っていく人材である。少年野球、サッカー、いろんな剣道もあれば、柔道もあります。剣道とか柔道とかいうのは室内の中でやりますから明るいところでの練習はできるわけでございますが、冬場における少年野球、サッカー、また外でやるスポーツであれば、どうしても短時間の練習で終わってしまう。

そういったやはり子どもを芦屋町で育てようという、地域も一体となってという思いがあるわけですから、まして、子どもは私たちが将来の高齢社会を支えていく子どもたちが心身ともにこれは育ていく環境づくりをしていくのも行政の立場から必要なことではないか。このように私は考えるわけございまして、ぜひできることであればという、そういった気持ちを持っております。

この点については、町長の施政方針の中でお聞かせいただきたいと思っておりますが、重要課題の中に二つ目にコミュニケーションづくり、地域などにおける人づくりではないかという、その下の中に22年度における重要施策についてという項目がございますが、第1点目は芦屋町を支えていく人づくりです。リニューアルオープンした町民会館の大きな意義は、2階に設置するボランティア活動センターによって町を支えていく人材発掘と育成、とあります。

そこで私が思い起こすことが一つあるんですが、一度この本会議でも取り上げたことがあります。我が町の子は我が町で育てるといふ福祉の充実で祝い金制度をつくった地域があるんです。その中でご両親がやはり子どもたちにみんな子どもは我が町で育てて、我が町から送り出していくという方針をとっていると常に子どもたちに言い伝えてきたんだと思うんです。その子どもさんが大きくなって、町に恩返しをしたい。自分たちは——例えば芦屋町なら芦屋町の中で育てられたんだという、その感謝を、思いを持って恩返しをしたいということで帰郷されて、町

のためにそこで就職をなさったり、また近隣で就職をして町の発展に寄与しておられるという、若い青年の実話があっておりました。私は最も大事なことではないかと、このように思うわけですね。

そこで、町を支えていく人材発掘と育成は最も大切なことではありますが、次世代を担う子どもたちにこそ芦屋町の中で育て、育まれてきたからこそ、現在の自分があるんだと、物心ともに誇りに思えるような独自性ある政策も時として必要ではないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ナイター設備のことにに関して子どもたちを育てるという観点からお答えしたらいいのかと思うわけですが、関連しておるわけですがね。

この総合運動公園の中央グラウンドにナイター設備をという要望があるということですが、先ほど課長もお話ししましたように、私の手元に、いわゆる町長の手紙等々いろいろ来るわけですが、私もその要望があったという記憶はないわけでありまして。そしてまた、この件につきましては、やはりナイター設備してほしいという声は確かに野球、サッカーをしておる少年たち、そしてまた、あと、今、壮年の還暦野球とかいって、そういうチームの方が希望されておるんであると思うわけですが。一面、やめてくれと、いわゆる治安が悪くなる、うるさい、ごみが散らかる等々、そういうような町民の声もまた、あるのも事実であるわけでありまして。

果たして、芦屋町、今、芦屋中学校にナイター設備はあるわけですが、芦屋中学校の中学校にナイター設備をするのがいいのか、総合運動公園にナイター設備をするのがいいのか、という話になろうかと思うわけですが。今、芦屋中学校のナイター施設というのは、まだ、何というか、寿命というか、まだ、取りかえ時期に来ておりません。万が一、総合グラウンドにナイター設備をとする計画が持ち上がるとするならば、その時期かなと思っておるわけでありまして。

それと、今、課長も言ったように、今電気代だけで100万から130万、恐らく総合運動公園にしますとその倍ぐらいかかるのではないかというような試算が出ておるわけでありまして。財源の問題もあります。

片方、今、議員言われたように子どもを育てなければ——芦屋の子どもは芦屋で育てるとい

スローガンのもと、いろんな分野でいろんな施設を整えてあげたいわけですが、皆さんを満足できる状況ではないということが1点。

昨日、芦屋ジュニアスイミングクラブの卒団式に行っていました。三十数名の子どもたち。その中で談話する中で、町長ぜひプールをつくっていただきたい。室内プールをつくっていただきたい、というような要望等々もありました。

そういうふうで、要望というのはもう限りなくあるものでございまして、その中で優先度合い、それから経費等々ランニングコスト等々をかんがみまして、すぐとは言いませんけど、そういうような時期が来ましたら、そういう余裕が出てきましたら少しずつ要望にこたえていきたいなと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

やっぱり立派なものを設置するとなれば、相当の費用もかかるかと思しますので、簡易的なもの、また、毎日使わなくても限定して冬場であっても週に2回とか、何かいろんな方法はあろうかと思しますので、この辺はひとつの検討課題としていただければなど、このように思っておりますので、ご要望があり、いろんな方法をもって——やっぱりあれだけの設備を大きなものをすれば相当な費用がかかるということはわかっておりますので、父兄の方々はあんな大きいのでなくてもいいんですって、小さな簡易的なものでもかまいませんが、自分たちのやっているものではもう本当に暗いからっていうご要望でございますので、検討課題としていただきたいとこのように思っております。これ以上、追求いたしましても出るわけでもございませぬので、町長の競艇場の売り上げをしっかりと私たちも頑張りまして、いいものが皆さんに提供できるように頑張っていきたいなど、このように思っております。

続きまして、2点目のAEDについてでございますが、先ほど不具合もあり、現在ではきちっと対応されて異常がないということでございますが、2年ごとの講習を職員に対してはやっておられるということですが、各施設の公民館とか、ほかの施設にあるところもきちっとその講習を受けておられるのかどうか、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

はい。町費の関連でAEDを置いております20カ所、これにつきましては職員が常駐してお

るところ、臨時職員なり嘱託員の方々がおられる施設、いろいろあります。職員だけに限らず、そういった嘱託員、臨時職員の方々に対しましても職員と同じような研修を受けていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

命を守るためのものがございますので、やはり何かがあれば一刻を争う機械に不具合あってはならないということでの報道もあっておりました。救急車の中で使用しようと思ったときに、それが利用できなかったという、大きな課題点を残したようでございます。それで、現在までそういった利用のないことが一番望ましいことではありますが、設置された後に現在まで利用されたケースがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

私、現場を見ておりませんが、過去三、四カ月前に競艇場でお一人の方が倒れられてこのAEDを使って、当然救急車呼ぶわけですけど、それまでにこのAEDを使用して一命をとりとめたというか、そういう事例があります。

それと、一昨年夏、レジャープールでこれを使おうという事態にまで至ったんですけど、幸いなことにまず、AEDを使う前に人工呼吸をやります。この人工呼吸で回復されて、レジャープールではAEDの使用がなかったと、そのような報告は受けております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それで、このやっぱりAEDの問題は大事な問題でございますので、しっかり点検もやっていただいて、また、町民の皆様も随時練習ができるような、そういった場所も提供していただければありがたいなと思っております。

この2点につきましては、いろいろと問題点も――2のほうは問題ございませんが、1のほうは課題として残させていただいて、よろしくご検討のほどお願いいたします。

これで終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

---

○議長 横尾 武志君

一般質問者は3名でしたので、以上で一般質問を終わります。

よって会期日程を変更し、明日の一般質問は休会といたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時38分散会

---